

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

平成29年11月28日

1 計画等の案の名称

第8期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（素案）

2 参考資料の名称

- (1) 第8期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（素案）について
- (2) 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）
- (3) 北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成22年4月1日内閣府・外務省・国土交通省告示第1号）
- (4) 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の体系図

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

- (1) 北海道のホームページ（総務部北方領土対策本部北方領土対策課ホームページ）への掲載
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/index.htm>)
- (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課（道庁5F）
 - イ 北海道総務部北方領土対策根室地域本部（根室振興局2F）
 - ウ 北海道行政情報センター（道庁別館3F）
 - エ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
 - オ 根室振興局管内市町
 - 根室市 総合政策部北方領土対策室
根室市常盤町2丁目27番地
 - 別海町 総務部総合政策課
別海町別海常盤町280番地
 - 中標津町 まちづくり情報コーナー
中標津町丸山2丁目22番地 役場町民ロビー内
 - 標津町 企画政策課
標津町北2条西1丁目1番3号
 - 羅臼町 企画振興課
羅臼町栄町100番地83

4 意見等の募集期間

平成29年11月28日（火）から平成29年12月27日（水）まで

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課（企画振興グループ）
- (2) ファクシミリ 011-232-1780
- (3) 電子メール ryodo.kikakuc（アットマーク）pref.hokkaido.lg.jp
送信の際はアットマーク部分は@（半角）に変更してください
- (4) 提出様式 別添「意見様式」により提出してください。

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方と共に平成30年1月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 「意見様式」は、上記3(1)のホームページからダウンロードできます。
- (3) 意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、「意見様式」を添付ファイルとしてご使用ください。
- (5) 意見が長文の場合や大量の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (6) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先 総務部北方領土対策本部北方領土対策課 (企画振興グループ) 電話 011-204-5068 (直通)
--